

抗原定性検査キット緊急斡旋事業 特設ページ

配送状況や申込要件の変更などの告知

令和4年1月30日（日）に本ページを開設しました。申込受付は1月31日（月）13:00から開始しました。第1便は2日までの申込分について4日以降に到着の見込みです。今後最速で申込の翌々日配送が実現できることを目指します。

1. 事業の趣旨

(1) 新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の感染が拡大する中で、高齢者福祉・介護施設の現場において、PCR検査や抗原検査に対するニーズが高まり、それを受検することが困難な状況となっています。このため、全国老施協が、「広域感染症災害救援事業」の一環として、抗原定性検査キットを一定数調達し、会員に対してこれを購入できる機会を提供することといたします。

(2) 現時点で提供できるキットの在庫総数は限られている一方で、会員の方に広く提供することが求められております。そのため、通常の通信販売とは異なり、キットの購入目的、個数などいくつかの申込要件についてご理解いただくことを条件として、受け付けた会員の購入申込を全国老施協がとりまとめ、製造販売事業者へお取次いたします（売買関係は会員と製造販売事業者の間関係になります）。

- ▶ 老施協の広報メディア
- ▶ 老施協.com（ドットコム）
- ▶ 行事スケジュール
- ▶ 主な活動レポート
- ▶ 老施協の各種会議の動向
- ▶ 老施協の役立つ情報
- ▶ 老施協の政策提言
- ▶ 審議会等における老施協の発言
- ▶ 審議会等の動向レポート
- ▶ 委員派遣した研究会等の動向レポート
- ▶ 行政・関係機関の参考情報
- ▶ 介護作文・フォトコンテスト受賞作品
- ▶ 60歳からの主張 受賞作品

2. 製造販売事業者と個別配送代行事業者

(1) 製造販売事業者

アドテック株式会社

大分県宇佐市上田1770番地の1

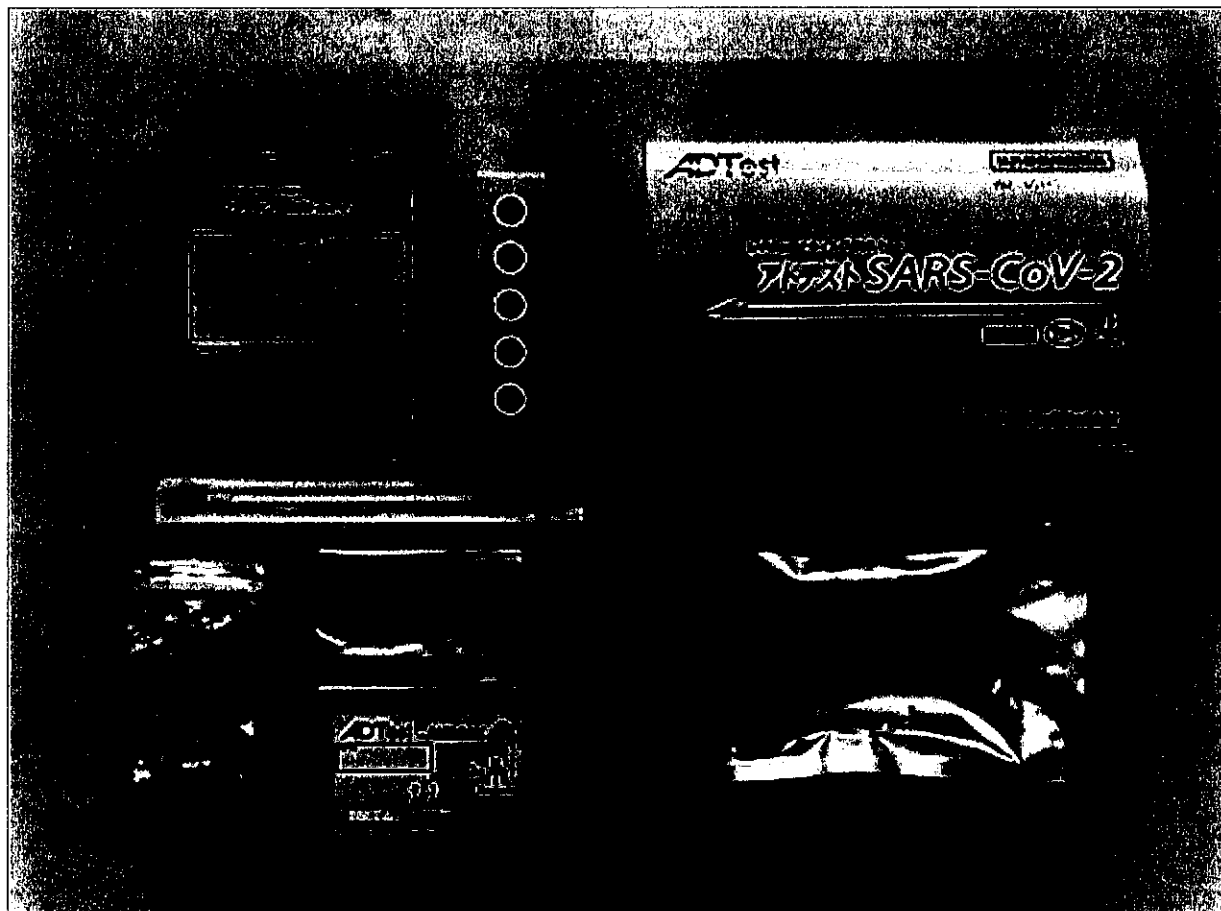
(2) 個別配送代行事業者

有限会社戸田商事

東京都千代田区神田錦町1-14-11

3. 本事業を通じて購入できる抗原定性検査キット

本事業を通じて購入できる抗原定性検査キットは、アドテック株式会社製の「アドテストSARS-CoV-2」です。1キットは10回分（15,000円）です。



- [アドテストSARS-CoV-2 の案内資料](#)
- [アドテストSARS-CoV-2 の使用方法資料](#)
- [アドテストSARS-CoV-2 のQ&A](#)
- [アドテストSARS-CoV-2 の株別反応性試験の結果](#)
- [アドテストSARS-CoV-2 の製造販売承認](#)

※ 現在、アドテック株式会社ではアドテストSARS-CoV-2の直接販売を一時停止しております。

4. 申込の要件

本事業における抗原定性検査キットの購入の斡旋（取り次ぎ）の申込の要件は、次のとおりです。

(1) 会員からの申込であること。

- ※ 会員入会促進のために特例的に会員ログイン暫定IDを発行されている場合、正式な会員資格がない段階では申込できません。
- ※ キットの発送先や請求書の送付先は会員施設の所在地となります。

(2) 会員以外での使用分を会員が代理申込をしたり、譲渡・転売するものでないこと。

(3) 会員自身で医薬品販売事業者などから調達に努めているものの、それが困難であったこと。

- ※ 会員自身が通常購入している医薬品販売事業者などから入手できる状態にあり、余裕をもって数量を確保しておきたいという場合などは申込をお控えください。

(4) 検査キットの使用目的が次のA～Cのいずれかであること。

A【自宅待機解除目的】濃厚接触者となり自宅待機となった介護職員について、厚労省通知に基づく職場復帰の判断のために用いる場合（沖縄県内の施設にあっては、厚労省通知に基づき濃厚接触者となった介護職員が毎日の抗原定性検査によって陰性を確認して自宅待機せずに勤務を続けようとしている場合も含みます）

B【発症者の自主検査目的】発症者について、各施設の自主的判断で、その感染の有無を迅速に判断するために用いる場合

C【濃厚接触疑いの自主検査目的】感染や濃厚接触者の疑いのある無症状の職員について、各施設の自主的判断で、感染していないことや濃厚接触者でないことを確認するために用いる場合

※ **D【スクリーニング・準備目的】**感染していないことを確認するために無症状の職員を一斉に又は定期的にスクリーニングするために用いる場合や、発症した場合に迅速に感染の有無を確認

するためにあらかじめキットを準備しておくための場合は、現時点では**申込対象外**としています。

(5) 1回に申し込めるキット数は、会員施設において必要な検査数分とし、現時点では**3キット(30回分)を上限**としています。

※ 必要な検査数は、対象職員等の数によって決まりますので目安を参考としてください。

(6) 申込・取り次ぎは、特定の会員への集中を防ぐため、現時点では**1回限り**としています。

(7) 医療従事者不在時の抗原定性検査実施のガイドラインの遵守

※ 医療従事者が不在の際に抗原定性検査を実施する際には、厚労省のガイドラインに従って対応する必要があります。

5. 申込要件の変更と取次の調整の措置

(1) 現時点で提供できるキットの在庫総数が限られている中で、申込は相当数に及ぶことが予想されます。本会としては今後とも追加確保に努めますが、供給量も申込数も見通せない状況です。このため今後の本事業における需給状況や市場における供給状況次第で、次のような取次の調整や申込要件の変更を行う可能性がありますのでご了解願います。これらの措置をとる場合、本ページの上部の告知欄に告知します。

ア 需給が緩和した場合

- ・ 申込数上限を4キット以上に緩和または撤廃
- ・ 申込回数制限を複数回に緩和又は撤廃
- ・ 使用目的をA～CだけでなくDにも拡大

イ 需給がひっ迫した場合

- ・ 申込数上限を1キットまたは2キットに制限

- ・使用目的をA～Cのうち、A・Bに限定
- ・申込受付を一時休止

※ 申込数の確認は毎日行いますが、在庫管理とのずれが生じ、その後配送の目処が立たなくなった場合は、申込をキャンセルさせていただくことがあります（その場合メールにて通知します）。

(2) 申込内容が上記5の申込要件を満たさない場合は取り次ぎを行いません。また、要件は満たしているものの、明らかに会員施設内で使用する必要数以上のキット数の申込みがあった場合は、キット数を調整して取り次ぐことがあります。

6. 申込後の流れ

上記の要件などについてご理解をいただけた場合は、本ページ最下部の申込フォームに必要事項を入力して送信することによって申込をしてください。入力いただいた会員施設の所在地が送付先となります。

申込に対しては、要件に該当しないために製造販売事業者へ取次しない場合を含め、特に受付メールなどは差し上げておりません。

申込後は次の流れになります。

- (1) 申込内容は本会事務局においてとりまとめ、原則平日の毎日、製造販売事業者へ伝達し、製造販売事業者はそれに基づいて（発送代行業者を通じて）直ちに会員宛に発送いたします。
- (2) 届いたキットの職員等への分配は会員施設によってお願いいたします。
- (3) 後日製造販売事業者から会員あてに請求書が届くので、それに基づいて期限までに製造販売事業者あてに入金してください。

代金は、

(1キット15,000円 × キット数 + 配送料) × 1.1 (消費税分)

となります。

(4) 上記のAに該当する場合は、厚労省通知に基づき、「抗原定性検査実施体制確認書」を販売元に提出することが求められています。全国老施協事務局が提出代行いたしますので、様式に必要事項を記入してメールに添付し、メールタイトルの冒頭に「確認書提出」と付した上で、js.covid-19@roushikyo.or.jp に送信してください。

※お問い合わせ先：全国老施協事務局（03-5211-7700 青木・下本・尾崎）

申込受付を令和4年1月31日（月）13:00から開始しました。

抗原定性検査キットの 申込フォーム

掲載・更新日 令和04年01月31日

全国老施協について

- ▶ 会長挨拶
- ▶ 組織
- ▶ 事業案内

お知らせ

- ▶ 新着のお知らせ
- ▶ 広報誌等
- ▶ 行事スケジュール

役立つサービス

- ▶ 介護事業運営のノウハウ
- ▶ 介護事業運営に関する相談支援

募集・申込

- ▶ 研修・動画・資料の申込
- ▶ 月刊老施協購読申込